

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	3
○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	5
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	8

改正案	現行
<p>（都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設）</p> <p>第六条 法第十九条の二十第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の二、第二号又は第二号の二に掲げるものに該当するものとする。</p> <p>（法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例（次項において単に「都市計画等の特例」という。）の対象となる都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。</p> <p>3 都市計画等の特例の対象となる関連公共公益施設整備事業（都市再生事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業をいう。）に係る当該都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。</p> <p>（都市再生事業等を行おうとする者がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）</p> <p>第十一条 法第三十七条第一項第八号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設）</p> <p>第六条 法第十九条の十八第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の二、第二号又は第二号の二に掲げるものに該当するものとする。</p> <p>（法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例の対象となる都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（都市再生事業等を行おうとする者がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）</p> <p>第十一条 法第三十七条第一項第八号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p>

一〇七 (略)

(都市再生事業等に係る認可等に関する処理期間)

第十二条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一〇四 (略)

(居住誘導区域を定めない区域)

第二十四条 法第八十一条第十四項の政令で定める区域は、都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とする。

一〇七 (略)

(都市再生事業に係る認可等に関する処理期間)

第十二条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一〇四 (略)

(居住誘導区域を定めない区域)

第二十四条 法第八十一条十一項の政令で定める区域は、都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とする。

改 正 案	現 行
<p>(削除)</p>	<p>(特定高架道路等に関する基準) 第四百四十四条の五 法第四十三条第一項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 路面と隣地の地表面との高低差（道路の部分にあつては、国土交通省令で定める路面と道路の他の部分の路面又は隣地の地表面との高低差。以下この条において同じ。）が五十センチメートル以上であること。</p> <p>二 路面と隣地の地表面との高低差がある区間で延長三百メートル以上のもの内にあり、かつ、その延長が百メートル以上であること。</p> <p>三 路面と隣地の地表面との高低差が五メートル以上の区間を有すること。ただし、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第十一号に掲げる副道を両側に有する道路（幅員が四十メートル以上のものに限る。）の部分にあつては、この限りでない。</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、<small>つり</small>法面その他の構造が、自動車の沿道への出入りができない構造として国土交通大臣の定める構造の基準に適合するものであること。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる基準について準用する。</p>

第四百四十四条の五

(略)

第四百四十四条の六

(略)

改正案	現行
<p>（資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地 区画整理事業等の基準）</p> <p>第十九条 法第一条第四項第二号及び第三号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地 区画整理事業等に要する費用の範囲）</p> <p>第二十条 法第一条第四項第二号及び第三号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる費用（法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。）及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一とする。</p> <p>（資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準）</p> <p>第二十一条 法第一条第四項第四号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>（資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地 区画整理事業の基準）</p> <p>第十九条 法第一条第四項第二号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地 区画整理事業等に要する費用の範囲）</p> <p>第二十条 法第一条第四項第二号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる費用（法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。）及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一とする。</p> <p>（資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準）</p> <p>第二十一条 法第一条第四項第三号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>

一・二 (略)

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第二十二條 法第一条第四項第四号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用(法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分^に要する費用を含む。)の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる土地区画整理事業の施行者等が出資している法人)

第二十三條 法第一条第四項第五号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えて(イにあつては、イに定める割合以上)資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。

イ 法第一条第四項第五号イに掲げる者(地方公共団体に限る。)

四分の一

ロ 法第一条第四項第五号イに掲げる者(地方公共団体以外の者に限る。ハにおいて同じ。)又は同号ロ若しくはハに掲げる者 二分の一

ハ ロに掲げる者(法第一条第四項第五号イに掲げる者にあつては、個人施行者及び区画整理会社に限る。)及び地方公共団体 二分の一

二 (略)

一・二 (略)

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第二十二條 法第一条第四項第三号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用(法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分^に要する費用を含む。)の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる土地区画整理事業の施行者等が出資している法人)

第二十三條 法第一条第四項第四号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えて(イにあつては、イに定める割合以上)資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。

イ 法第一条第四項第四号イに掲げる者(地方公共団体に限る。)

四分の一

ロ 法第一条第四項第四号イに掲げる者(地方公共団体以外の者に限る。ハにおいて同じ。)又は同号ロ若しくはハに掲げる者 二分の一

ハ ロに掲げる者(法第一条第四項第四号イに掲げる者にあつては、個人施行者及び区画整理会社に限る。)及び地方公共団体 二分の一

二 (略)

(資金の貸付けの対象となる保留地の取得に必要な費用の範囲)

第二十四条 法第一条第四項第五号の政令で定める費用の範囲は、同号の取得に必要な費用の二分の一とする。

(貸付けの条件の基準)

第三十条 法第二条第八項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 法第一条第三項第二号又は第四項第五号の貸付けを受ける者は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならぬものとする。

(資金の貸付けの対象となる保留地の取得に必要な費用の範囲)

第二十四条 法第一条第四項第四号の政令で定める費用の範囲は、同号の取得に必要な費用の二分の一とする。

(貸付けの条件の基準)

第三十条 法第二条第八項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 法第一条第三項第二号又は第四項第四号の貸付けを受ける者は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならぬものとする。

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇三十二（略）</p> <p>三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第九十九条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項</p> <p>三十三の二〇三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇三十二（略）</p> <p>三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項</p> <p>三十三の二〇三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>